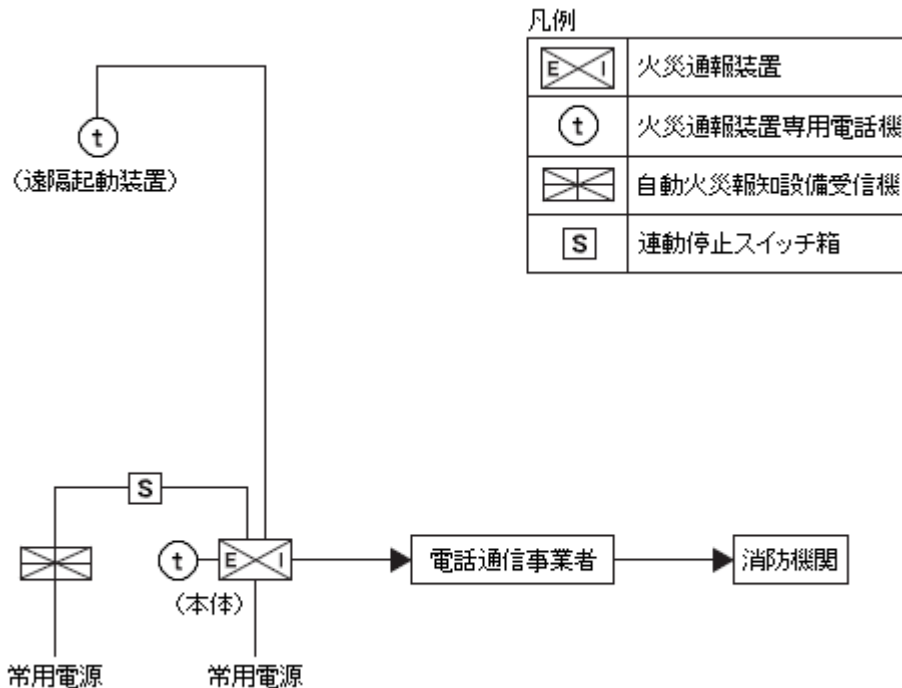


第 13 消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）

1 主な構成

自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する方式のもの。（第 13-1 図参照）



第 13-1 図

2 用語の定義

この項において用いる用語の定義は、次による。

- (1) 「火災通報装置」とは、火災が発生した場合において、手動起動装置を操作すること又は自動火災報知設備の感知器の作動と連動することにより、電話回線を使用して消防機関を呼び出し、蓄積音声情報により通報するとともに、通話を行うことができる装置をいう。
- (2) 「特定火災通報装置」とは、スピーカー及びマイクを用いて、送受話器を取り上げることなく通話ができる機能（以下この項において「ハンズフリー通話機能」という。）を有する火災通報装置のうち、政令別表第 1 (6) 項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物で、延べ面積が 500 m²未満のものに設けるものをいう。
- (3) 「手動起動装置」とは、火災通報専用である一の押しボタン、通話装置、遠隔起動装置等をいう。
- (4) 「蓄積音声情報」とは、あらかじめ音声で記憶させている火災通報に係る情報をいう。
- (5) 「通報信号音」とは、火災通報装置からの通報であることを示す信号音をいう。
- (6) 「連動起動機能」とは、火災通報装置が自動火災報知設備の感知器の作動と連動することにより作動し、消防機関への通報を自動的に開始する機能をいう。

3 設置基準

省令第 25 条第 1 項第 1 号に規定する「消防機関が存する建築物内」とは、1 階が消防署などの消防機関であり、その上階が政令別表第 1 (6)項イに掲げる防火対象物である場合など、消防機関と政令別表第 1 (6)項イに掲げる防火対象物が同一の建築物内にあるものをいうこと。

4 設置場所等

火災通報装置の設置場所等は、省令第 25 条第 2 項第 1 号の規定によるほか、次によること。

(1) 火災通報装置

ア 省令第 25 条第 2 項第 1 号に規定する防災センター等は、次に掲げる部分が該当するものであること。

- (ア) 防災センター
- (イ) 中央管理室
- (ウ) 守衛室
- (エ) 管理人室

イ 火災通報装置は、努めて自動火災報知設備の受信機又は副受信機と併設すること。▲

ウ 温度又は湿度が高く、衝撃、振動等が激しい等、火災通報装置の機能に影響を与える場所には設けないこと。

エ 操作上又は点検上支障とならない場所に設けてあること。

オ 地震動等による転倒防止措置を講じること。

カ 湿気、埃のない場所に設置すること。

キ 起動装置は、床面から概ね 0.8m 以上、1.5m 以下の位置に設けること。

ク 起動装置は、壁又は防災卓等に固定すること。

(2) 遠隔起動装置

ア 防災センター等常時人がいる場所が複数ある場合には、主たる防災センター等に火災通報装置の本体を設け、それ以外の場所には遠隔起動装置を設けること。▲

イ 次に掲げる防火対象物のうち、火災通報装置の本体の設置以外の階に、ナースステーション、宿直室、介護職員室その他夜間に職員が存する室がある場合又は管理区分が異なる部分を有する場合(例 複数の障害者グループホーム)には、遠隔起動装置を設けること。

▲

- (ア) 政令別表第 1 (6)項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物
- (イ) 政令別表第 1 (6)項ロに掲げる防火対象物
- (ウ) 政令別表第 1 (6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)
- (エ) 政令別表第 1 (16)項イ(前(ア)から(ウ)までに掲げる用途に供される部分が存するものに限る。)に掲げる防火対象物

ウ 遠隔起動装置を設ける場合は、前(1)イからクまでに準ずることとし、火災通報装置の本体を設けた場所相互間で同時に通話することができる非常電話、インターホン等の設備を設けること。▲

(3) 同一敷地内における2以上の防火対象物（いずれも消防機関へ通報する火災報知設備の設置義務があるもの）について、主たる棟に火災通報装置の本体を設置し、かつ、主たる棟以外の棟（以下この(3)において「別棟」という。）に、次に掲げる要件に適合する場合に限り、別棟について政令第32条の規定を適用することができる。

ア 火災通報装置本体又は別棟に設置される遠隔起動装置（以下この(3)において「代替遠隔起動装置」という。）の一は、防災センター等に設置されていること。

ただし、無人となることがある別棟に設置される代替遠隔起動装置については、多数の者の目にふれやすく、かつ、火災に際し、すみやかに操作することができる箇所又は防災センター等に設置することをもって代えることとすることができる。

イ 主たる棟と別棟の管理権原を有する者が、同一であること。

ウ 通報内容に支障がないこと。

エ 主たる棟と別棟の防災センター等相互間で同時に通話することのできる非常電話、インターホン等の設備が設けられていること。

(4) 一の防火対象物に火災通報装置の設置義務対象の部分（以下「設置対象部分」という。）が2以上あり、その管理について権原が分かれている場合は、一の管理権原ごとの対象の部分に火災通報装置を設置すること。

ただし、当該防火対象物全体を管理する防災センター等がある場合は、当該防災センター等に火災通報装置本体を設置するとともに、それぞれの設置対象部分に当該防災センター等と相互に通話できる非常電話、インターホン等の設備を設置した場合は、この限りでない。

この場合にあつては、それぞれの設置対象部分に遠隔起動装置を設けること。▲

5 火災通報装置

火災通報装置は、省令第25条第3項の規定によるほか、次によること。

(1) 火災通報装置は、**火災通報装置の基準**（平成8年消防庁告示第1号。以下「**火災通報装置告示**」という。）に適合するもの又は認定品のものとする。●

(2) 接続する電話回線

ア 火災通報装置を接続することができる電話回線は、次のとおりとする。

(ア) アナログ回線又はデジタル回線

西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）の設置する電気通信回線設備のうち、次に定めるアナログ回線又はデジタル回線とするとともに、**電気通信事業法**（昭和59年法律第86号。以下同じ。）に定める指定電気通信設備に該当する交換機等で他の回線と代表群を形成しないものであること。

ただし、**火災通報装置告示** 1号第2 1の2に定める特定火災通報装置については、アナログ回線とすること。

なお、代表群とは一般に「代表取扱」といわれる機能であり、代表群はアナログ回線又はデジタル回線を混在して形成することができるが、消防機関からの呼返しを確実に火災通報装置の送受話器等に伝達させる必要があるため、火災通報装置の接続されている回線は代表群を形成させないことが必要である。

a アナログ回線

電気通信回線設備と端末設備を接続する分界点(主配線盤(以下「MDF」という。)又は保安器)においてアナログ信号を入出力するもので、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供する電話回線をいう。

b デジタル回線

サービス総合デジタル網(以下「ISDN」という。)における64kbpsのBチャンネル(情報チャンネル)と16kbpsのDチャンネル(信号チャンネル)を組み合わせた基本インタフェース(2B+D)のデジタル回線(以下「ISDN回線」という。)をいう(Dチャンネルは他のインタフェースと共用しないものであること)。

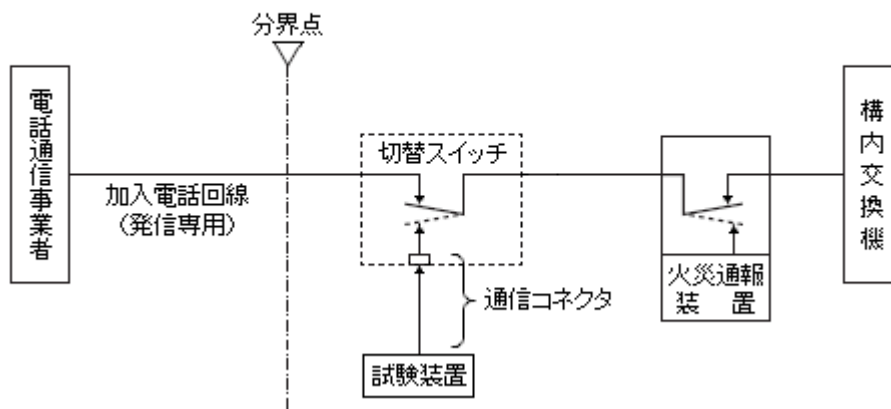
(イ) IP回線

インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行う電話回線(以下「IP電話回線」という。)をいい、発信可能な電話番号に制限があることから、火災通報装置を接続することができるものは119番への緊急通報用電話番号に発信でき、かつ、消防機関側の呼返し信号に確実に応答できるものに限り接続できるものとする。

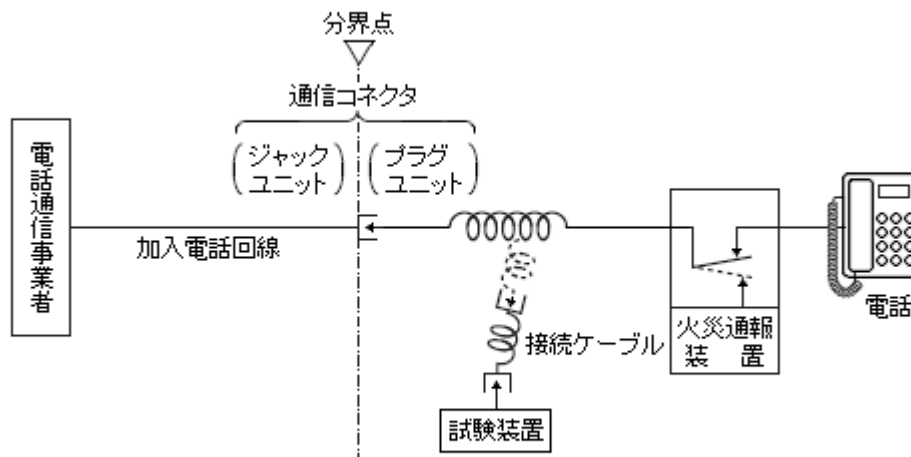
イ 電話回線は、利用度の低い発信専用回線を使用することが望ましいこと。▲

ウ 火災通報装置は、屋内の電話回線のうち、構内交換機等と電話通信事業者の間となる部分に接続することとし、構内交換機等の内線には接続しないこと。(第13-2図参照)

(火災通報装置を設置する場合の例)
(その1 分界点を通信コネクタ以外の方式とする場合)



(その2 分界点を通信コネクタとする場合)



(注1) [] 部分にあっては、火災通報装置に内装されているものもある。

(注2) 通信コネクタ内の ↑ は、プラグユニットを ↓ は、ジャックユニットを示す。

第13-2図

エ 火災通報装置の電話回線への接続は、電話機、ファクシミリ等、同一の電話回線に接続する他の機器等が行う通信の影響により、当該火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない位置に接続すること。

オ アナログ回線に火災通報装置を接続する場合の取扱いは、**6**によること。

カ I S D N回線に火災通報装置を接続する場合の取扱いは、**9**によること。

キ I P電話回線に火災通報装置を接続する場合の取扱いは、**10**によること。

(3) 常用電源

ア 常用電源は、省令第25条第3項第4号に規定するほか、**第10 自動火災報知設備 4**(3)を準用すること(特定火災通報装置を除く。)

なお、ウにおいて準用する「火災通報装置用のものである旨の表示」について、回線終端装置等を用いるもので、常用電源をコンセント等からとる場合には、当該コンセント等の接続部に火災通報装置に係る回線終端装置等用である旨の赤色の表示を付すこと。

イ 省令第25条第3項第4号イに規定する「配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないように措置されている場合」とは、コンセントをJIS C8303の「抜け止め接地形2極コンセント」又は「抜け止め2極コンセント」のうち定格が15A125Vのものに適合するものをいうこと。

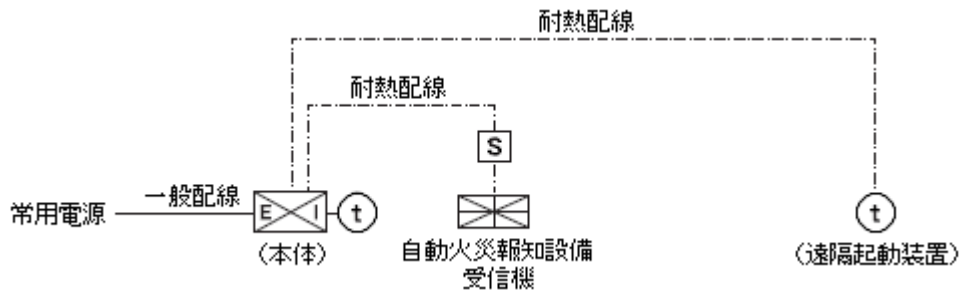
ただし、他の方法により容易に緩まないと認められる措置がされている場合にあっては、この限りでない。

(4) 火災通報装置の配線は、電気工作物に係る法令によるほか、次によること。

ア 配線は、**第10 自動火災報知設備 11**((2)を除く。)を準用すること。

イ 耐熱配線を必要とする配線は、次によること。▲(第13-3図参照)

- (ア) 遠隔起動装置から火災通報装置までの配線
- (イ) 火災通報装置から自動火災報知設備の受信機までの配線



第 13— 3 図

(5) 火災通報装置の起動

自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する方式については、省令第 25 条第 3 項第 5 号の規定によるほか、次によること。

ア 次に掲げる防火対象物についても、自動火災報知設備の作動と連動して起動する方式とすること。▲

ただし、防災センター等において 常時人による監視等が行われており、確実な通報体制が確保されている場合は、この限りでない。

(ア) 政令別表第 1 (5) 項イに掲げる防火対象物

(イ) 政令別表第 1 (6) 項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物

(ウ) 政令別表第 1 (6) 項ハに掲げる防火対象物 (利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

(エ) 政令別表第 1 (16) 項イ (前(ア)から(ウ)までに掲げる用途に供される部分が存するものに限る。)

イ 感知器からの火災信号によるほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件 (中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号) と連動起動するものであること。

ウ 複合用途防火対象物のうち、省令第 25 条第 3 項第 5 号に掲げる防火対象物又は前ア(ア)から(ウ)までが存するもの (以下この 5 において「(6) 項ロ等部分」という。) については、(6) 項ロ等部分を含む防火対象物全体の火災信号等からの連動を原則とすること。

ただし、特定共同住宅等又は共同住宅の特例を適用している防火対象物で、(6) 項ロ等部分と他の用途が明確に区画されているものであり、(6) 項ロ等部分の火災信号等からの連動とすることで早期の通報体制に支障がないと認められるものについては、政令第 32 条の規定を適用し、当該部分からの連動として差し支えないものであること。

エ 省令第 25 条第 3 項第 5 号ただし書中の「防災センター」とは、総合操作盤その他これに類する設備により防火対象物の消防用設備等の監視、操作等を行う場所であって、常時

人による監視等が行われており、確実な通報体制が確保されているものをいうものであること。

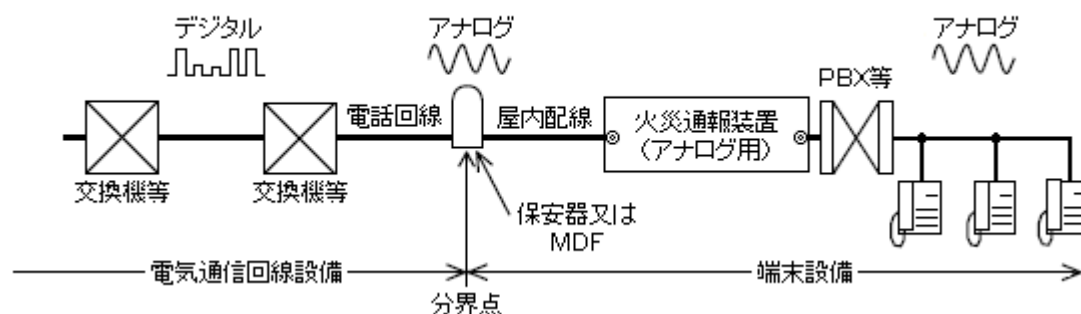
6 電話回線と火災通報装置の接続方法等

電話回線に接続可能な火災通報装置（以下「火災通報装置（アナログ用）」という。）を電話回線に接続する場合の取扱いは、電気通信事業法によるほか、次によること。

(1) 屋内配線と火災通報装置の接続

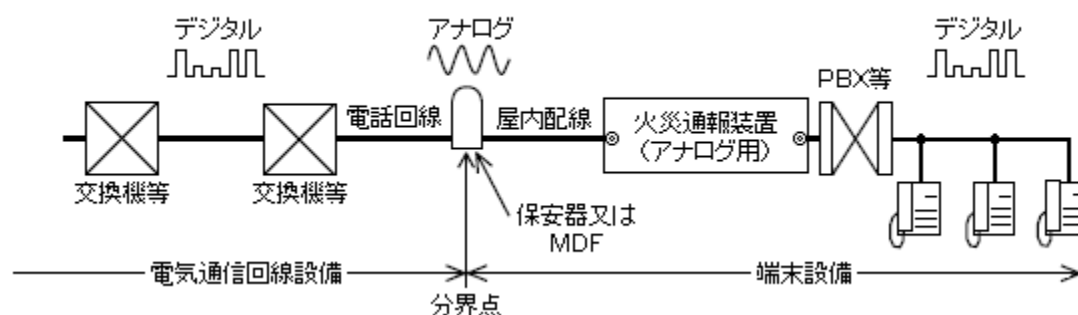
ア 端末設備に構内交換機（PBX）又はボタン電話（以下「PBX等」という。）がある場合は、火災通報装置（アナログ用）を分界点とPBX等の間に接続し、PBX等の内線には接続しないこと。（第13-4図及び第13-5図参照）

（PBX等（アナログ用のPBX）がある場合の例）



第13-4図

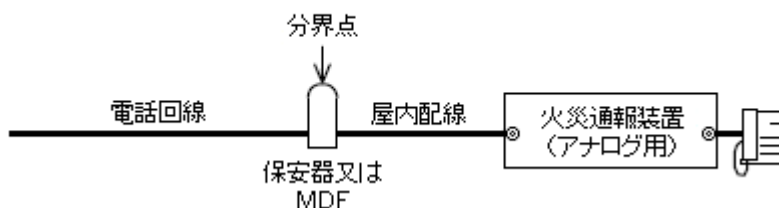
（PBX等（デジタル用のPBX）がある場合の例）



第13-5図

イ PBX等がない場合は、火災通報装置（アナログ用）を屋内配線に直接接続すること。（第13-6図参照）

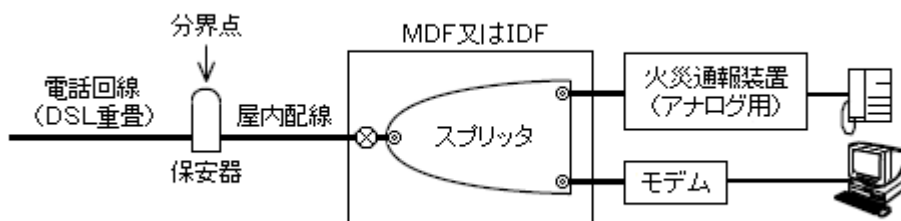
〈PBX等がない場合の例〉



第 13-6 図

- (2) 火災通報装置（アナログ用）から分界点までの間の屋内配線には、電話回線とデジタル加入者回線（以下「DSL」という。）を重畳・分離する装置（以下「スプリッタ」という。）以外設置しないこと。（第 13-7 図参照）

〈スプリッタがある場合の例〉



（注）保安器は、MDFに設置される場合がある。

第 13-7 図

- (3) スプリッタを設置する場合は、MDF 又は副配線盤（以下「IDF」という。）に設置するとともに、地震等による転倒を防止する措置を講じること。
- (4) 火災通報装置（アナログ用）が他の端末機器を接続することができる機能を有する場合は、他の端末設備を接続して差し支えないものとする。

7 通報メッセージ

火災通報装置告示 第 3 第 5 号の規定する蓄積音声情報の蓄積音声情報は、次によること。
なお、連動起動機能により起動する場合は**第 13-1 表**、手動起動装置が操作されたことにより起動する場合は**第 13-2 表**の例によること。

- (1) 通報信号音
- (2) 自動火災報知設備が作動した旨又は火災である旨の固定されたメッセージ
- (3) 通報対象物の所在地
- (4) 通報対象物の名称
- (5) 電話番号（通報対象物の代表電話又は防災センター等に設置されている電話機の電話番号）
- (6) 呼び返し信号を案内するメッセージ

第13-1表 連動起動機能により起動する場合

ピンポーン、ピンポーン(通報信号音)
自動火災報知設備が作動しました。(自動火災報知設備が作動した旨の固定されたメッセージ)
こちらは、〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇 (通報対象物所在)
老人福祉施設 〇〇園です。(通報対象物名)
電話番号は〇〇-〇〇〇〇です。(代表電話の番号等)
逆信してください。(呼び返し信号を案内する旨のメッセージ)

第13-2表 手動起動装置が操作されたことにより起動する場合

ピピピ、ピピピ(通報信号音)
火事です、火事です。(火災である旨の固定されたメッセージ)かした旨の固定されたメッセージ)
こちらは、〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇 (通報対象物所在)
〇〇保育園 です。(通報対象物名)
電話番号は、〇〇-〇〇〇〇です。(代表電話の番号等)
逆信してください。(呼び返し信号を案内する旨のメッセージ)

(注)あらかじめ録音されている内容でもよい。

8 自動火災報知設備と火災通報装置の接続

- (1) 自動火災報知設備と火災通報装置との接続方法は、**第10 自動火災報知設備 12**によるほか、連動停止スイッチを介して次により接続すること。
 - ア 受信機の連動停止スイッチを使用する場合は、専用とすること。
 - イ 連動停止スイッチを別箱で設置する場合は専用とし、火災通報装置の連動停止スイッチである旨の表示を行うこと。
 - ウ 連動停止スイッチを別箱で設置する場合の電源は、受信機から供給されていること。
ただし、特定小規模用自動火災報知設備のうち受信機を設けないものなど、受信機から電源が供給できない場合にあっては、火災通報装置から供給することで差し支えないものであること。
 - エ 連動を停止した場合は、連動が停止中である旨の表示灯が点灯又は点滅すること。
- (2) 火災通報装置と接続する自動火災報知設備には、十分な非火災報対策を講じること。

9 I S D N回線への接続等の取扱い

I S D N回線に火災通報装置を接続する場合の取扱い及び装置の設置、機能、維持管理等については、次によること。

(1) 用語の定義

この9において用いる用語の定義は、次による。

- ア 「端末機器」とは、電話回線に接続して用いる機器をいう。

- イ 「アナログ端末機器」とは、端末機器のうち、火災通報装置、電話機、ファクシミリ等アナログ信号を発するものをいう。
- ウ 「デジタル端末機器」とは、端末機器のうち、パソコン等デジタル信号を発するものをいう。
- エ 「ターミナルアダプター（以下この項において「TA」という。）」とは、ISDN回線に対応する機能を持たない端末機器をISDN回線に接続して使用するための信号変換装置で、デジタルサービスユニットと組み合わせて使用するものをいう。
- オ 「火災通報装置対応TA」とは、TAのうち、火災通報装置が発する信号をISDN回線に対応するものに変換できることについて、当該火災通報装置の製造者により確認されたものをいう。
- カ 「火災通報優先接続型TA」とは、火災通報装置対応TAのうち、火災通報装置が発する信号を他の端末機器が発する信号に優先してISDNに接続し、送出する機能を持ったものをいう。
- キ 「デジタルサービスユニット（以下この項において「DSU」という。）」とは、ISDN回線におけるデジタル通信に必要な速度変換、同期等の機能を持つ回線接続装置で、ISDN回線の終端に接続するものをいう。
- ク 「火災通報装置対応TA等」とは、火災通報装置対応TAとDSUを接続したもの（DSU内蔵型の火災通報装置対応TAを含む。）をいう。
- ケ 「火災通報優先接続型TA等」とは、火災通報優先接続型TAとDSUを接続したもの（DSU内蔵型の火災通報優先接続型TAを含む。）をいう。
- コ 「アナログ端末機器用端子」とは、アナログ端末機器を接続するための端子をいう。
- サ 「デジタル端末機器用端子」とは、USB端子、シリアル端子、S/T端子等デジタル端末機器及びTAを接続するための端子をいう。
- (2) 火災通報装置対応TAに必要な機能等
- ア 火災通報装置対応TAの機能等は、次に定めるところによること。
- (ア) 火災通報装置の音声信号を正確にISDN回線に送出でき、かつ、消防機関からの呼返し等の音声信号を適正に火災通報装置に伝達できる機能を有すること。
- (イ) 消防機関からの呼返し等の音声信号を火災通報装置以外の端末機器に伝達しない機能を有すること。
- (ウ) 常用電源が停電した場合においても、火災通報装置が予備電源により作動している間有効に作動する措置が講じられていること。
- イ 火災通報優先接続型TAの優先接続機能については、火災通報装置が起動した場合、火災通報装置以外に接続されている端末機器が使用中であっても、火災通報装置が発する信号を優先してISDN回線に接続し、送出するものであること。
- (3) ISDN回線への火災通報装置の接続方法

ア ISDN基準通信機器の機能を有する火災通報装置（以下「火災通報装置（ISDN用）」という。）とISDN回線の接続等は、次によること。

(ア) ISDN回線には、火災通報装置（ISDN用）以外の端末機器を接続しないこと。

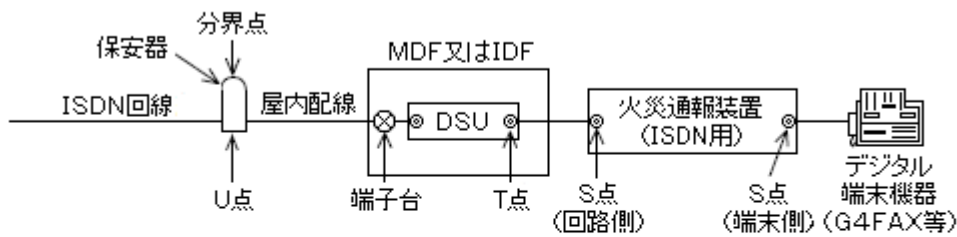
ただし、火災通報装置（ISDN用）が他の端末機器を接続することができる機能を有する場合は、火災通報装置（ISDN用）本体に64kbpsの端末機器一台に限り接続することができる。（第13-8図参照）

(イ) ISDN回線の終端（以下「U点」という。）に接続するDSUは、MDF又はIDFに設け、地震等による転倒を防止する措置を講じること。

ただし、火災通報装置（ISDN用）と一体となっているDSUにあっては、この限りでない。

(ウ) 常用電源が停電した場合、DSUは火災通報装置（ISDN用）が予備電源等により作動している間有効に作動するものであること。

（火災通報装置（ISDN用）とISDN回線の接続例）



U点：伝送路インターフェース規定点（局内回路終端装置と配線設備の最初の接続点）

T点：回線接続装置（DSU）と宅内設備の規定点（PBXやLANなどの宅内制御装置の接続点をいう。なお、宅内制御装置を設置しない場合、T点はS点と同じインターフェース条件が適用されているため、ISDN基準通信機器を直接接続することが可能である。）

S点：宅内制御装置とISDN基準通信機器との接続点（火災通報装置（ISDN用）に端末機器を接続することができるS点がある場合は、64kbpsのデジタル端末機器を接続することができる。）

（注）保安器は、MDFに設置される場合がある。

第13-8図

イ 火災通報装置（アナログ用）をISDN回線に設置する場合は、政令第32条の規定を適用し、次により設置することとして差し支えないものとする。

なお、接続は第13-9図及び第13-10図の例によること。

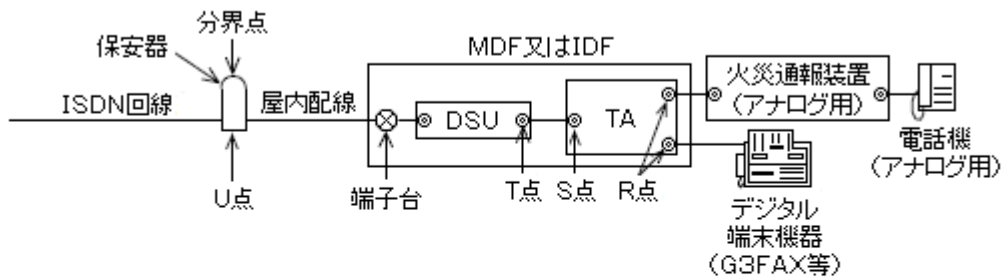
(ア) 火災通報装置（アナログ用）を接続するTAは、次の機能を有すること。

a 火災通報装置（アナログ用）の音声信号を正確にISDN回線に送出でき、かつ、消防機関からの呼返し等の音声信号を適正に火災通報装置（アナログ用）に伝達できる機能を有すること。

b 火災通報装置（アナログ用）が起動した場合、火災通報装置以外に接続されている他の端末機器が使用中であっても、火災通報装置が発する信号を優先してISDN回線に接続し、すみやかに消防機関に通報できるものであること。

- (イ) 火災通報装置（アナログ用）は、TAの指定されたR点（アナログ端子）に接続すること。
- (ウ) TAのシリアル端子及びUSB端子等のデジタル端子には、機器を接続しないこと。
また、S端子にはDSU以外接続しないこと。
- (エ) 火災通報装置（アナログ用）に接続するTAは、火災通報装置（アナログ用）で接続適合機種とされたもの以外とは接続しないこと。
- (オ) DSU及びTAは常用電源が停電した場合、火災通報装置（アナログ用）が予備電源等により作動している間有効に作動するものであること。
- (カ) DSU及びTAはMDF又はIDFに設置するとともに、地震等による転倒を防止する措置を講じること。
- (キ) ISDN回線には、火災通報装置（アナログ用）を接続するTA以外のデジタル端末機器（デジタル電話機、G4FAX、TA等）を接続しないこと。

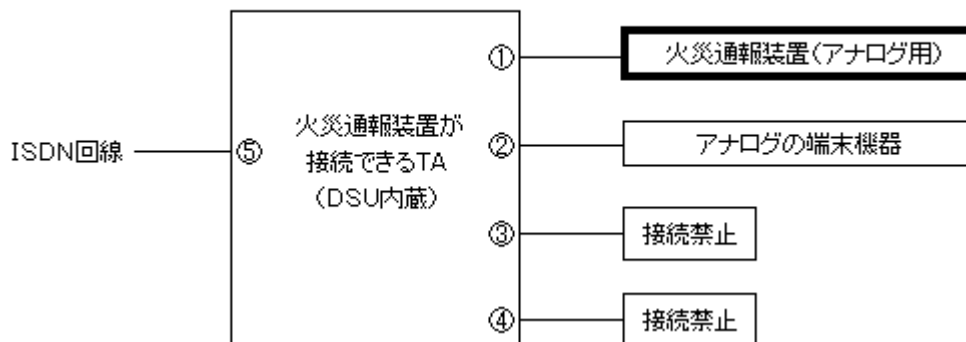
（火災通報装置（アナログ用）をISDN回線に接続する場合）



- U点：伝送路インターフェース規定点（局内回線終端装置と配線設備の最初の接続点）
 - T点：回線接続装置（DSU）と宅内設備の規定点（PBXやLANなどの宅内制御装置の接続点であるが、T点はS点と同じインターフェース条件が適用されているため、宅内制御装置を設置しない場合、ISDN基準通信機器を直接接続することが可能である。）
 - S点：宅内制御装置とISDN基準通信機器との接続点
 - R点：既存のアナログ電話機やアナログ通信機器をTAを介して接続するための接続点
- （注）保安器は、MDFに設置される場合がある。

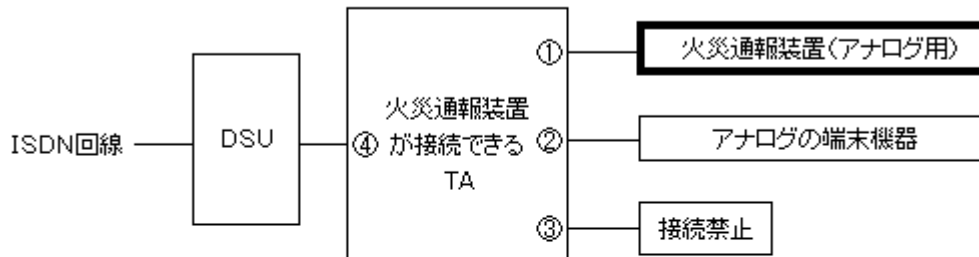
第13-9図

（TAにDSUが内蔵されている場合の各接続端子の接続例）



- ① 優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子:火災通報装置(アナログ用)を接続すること。
 - ② アナログ端末機器用端子:アナログの端末機器(プッシュホン、回転ダイヤル式電話、G3FAX、ノーリング網制御装置等)を接続することができる。
 - ③ シリアル端子及びUSB端子:接続禁止(端末機器を接続しないこと。)
 - ④ S端子(S/T端子と表示される場合がある。):接続禁止(端末機器を接続しないこと。)
 - ⑤ U端子:ISDN回線を接続すること。
- (注) TAIはDSUと同一場所に設置すること。

(TAIにDSUが内蔵されていない場合又はTAIに組み込まれたDSUを使用せず、別に設置したDSUを使用する場合の各接続端子の接続例)



- ① 優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子:火災通報装置(アナログ用)を接続すること。
- ② アナログ端末機器用端子:アナログの端末機器(プッシュホン、回転ダイヤル式電話、G3FAX、ノーリング網制御装置等)を接続することができる。
- ③ シリアル端子及びUSB端子:接続禁止(端末機器を接続しないこと。)
- ④ S端子(S/T端子と表示される場合がある。):DSUのT点に接続すること。(入出力用として複数の接続端子がある場合にあっては、DSU以外の端末機器を接続しないこと。)

(注) TAIはDSUと同一場所に設置すること。

第13-10図

ウ 火災通報装置は、次の方法により火災通報装置対応TA等を介してISDN回線に接続するとともに、火災通報装置が接続された端子には、その旨の表示を見やすい位置に付しておくこと。

(ア) 火災通報優先接続型TA等を介して接続する場合

- a 火災通報装置は、優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子に接続すること。
- b 火災通報優先接続型TA等を介して接続する場合は、アナログ端末機器用端子に端末機器を接続しても差し支えない。

(イ) 火災通報優先接続型TA等以外の火災通報装置対応TA等を介して接続する場合

- a 火災通報装置は、アナログ端末機器用端子に接続すること。
- b ISDN回線における一の信号チャンネルを火災通報装置専用として確保する必要があることから、火災通報装置以外の端末機器は、アナログ端末機器用端子に1個のみ接続すること。

(ウ) デジタル端末機器用端子には、他のTAを接続しないこと。

(4) 火災通報装置対応TA等の設置方法

火災通報装置対応TA等の設置方法は、次によること。

- ア 湿気、ほこり等の影響を受けにくい箇所に設置されていること。
- イ 地震動等による転倒を防止する措置が講じられていること。
- (5) 接続時の機能の確認
 - ア 火災通報装置の設置者等による確認
 - I S D N回線に火災通報装置を接続する場合は、次の事項について確認し、適切な接続を図ること。
 - (ア) 火災通報装置対応T A等の仕様
 - (イ) 火災通報装置製造メーカーが示す火災通報装置と火災通報装置対応T A等との適合
 - (ウ) I S D N回線への火災通報装置の接続方法
 - イ 消防機関による確認
 - 消防機関は、火災通報装置について設置の届出があった場合には、その検査のときにおいて、当該火災通報装置の接続方法及び通報状態について確認すること。
- (6) 既設の火災通報装置の取扱い
 - 既に火災通報装置が設置されている防火対象物において、電話回線がアナログ回線からI S D N回線に変更された場合も、前(2)から(5)までに準じて、火災通報装置の適切な接続について確認すること。
- (7) 維持管理
 - I S D N回線に火災通報装置が接続されている防火対象物については、次に示すところにより維持管理の徹底を図り、確実な火災通報を確保すること。
 - ア 火災通報装置の点検時には、火災通報装置対応T A等の機能及び接続状態についても確認し、その結果を火災通報装置の点検結果と合わせて消防機関に報告すること。
 - イ 火災通報装置対応T A等の仕様、接続方法等が変更された場合も、前(2)から(5)までに準じて、適切な接続等について確認すること。

10 I P電話回線への接続等の取扱い

I P電話回線に火災通報装置を接続する場合の取扱い及び装置の設置、機能、維持管理等については、次によること。

(1) 用語の定義

この10において用いる用語の定義は、次による。

- ア 「アナログ端末機器」とは、端末機器のうち、電話機、ファクシミリ等アナログ信号を発するものをいう。
 - イ 「回線終端装置等」とは、モデム、V o I P網制御装置等で火災通報装置（アナログ用）をI P電話回線に接続するために必要な装置をいう。
 - ウ 「アナログ端末機器用端子」とは、アナログ端末機器を接続するための端子をいう。
- (2) I P電話回線への火災通報装置の接続方法

火災通報装置（アナログ用）と I P 電話回線の接続等は、次によること。

ア 「050」から始まる番号を有する I P 電話回線のうち、消防機関において通報者の位置情報を取得できないもの以外の I P 電話回線で消防機関からの呼び返し信号を確実に受信できるものとする。

イ 予備電源（市販されている無停電電源装置（以下「UPS」という。）をいう。）が設けられた回線終端装置等を介すること。

ウ 回線終端装置等を媒介することにより当該電話回線を適切に使用することができる位置に接続すること。

エ I P 電話回線に設置する火災通報装置（アナログ用）は**火災通報装置告示 第3 8 第3号**に定める、自動的に10秒間電話回線の開放できるものに限り接続できるものとする。

オ 回線終端装置等には、機能を停止することなく予備電源に切替わることができる、次に定める無停電電源装置等（以下「UPS」という。）を設置すること。

(ア) 電圧がAC100Vの正弦波が出力できるものとする。

なお、疑似正弦波及び矩形波を出力するUPSは設置しないこと。

(イ) 回線終端装置等に70分以上電源供給することができる蓄電池容量のものとする。

(ウ) 蓄電池に密閉型鉛蓄電池を使用したものとする。

カ UPSを一般電源のコンセントに接続する場合（共用部に設けられるUPSを除く。）は、次によること。

(ア) UPSの電源コードは、壁体等に固定されたコンセントに直接接続（タップ又は延長コード（以下「延長コード等」という。）を介して接続しないこと。）すること。

(イ) UPSを接続するコンセントは、前5(3)イにより容易に緩まない措置をするほか、UPSの電源コードと抜け止め2極コンセントの間に「3P→2P変換アダプター」を使用する場合、UPSの電源コードと当該変換プラグを絶縁ビニルテープ等で固定し、容易に緩まない措置をすること。

(ウ) コンセントには「火災通報装置用UPS専用コンセント」の表示を行うこと。

(エ) UPSの電源コードがコンセントから外れた場合は、警報音が鳴動するか、表示灯により電源が供給されていない旨の表示を行うこと。

(オ) UPSを接続するコンセントは、分電盤との間にスイッチ又は開閉器等の電源を遮断する機器を設けないこと。

(カ) 回線終端装置等の電源コードは、UPSのコンセントに直接接続（延長コード等介して接続しないこと。）すること。

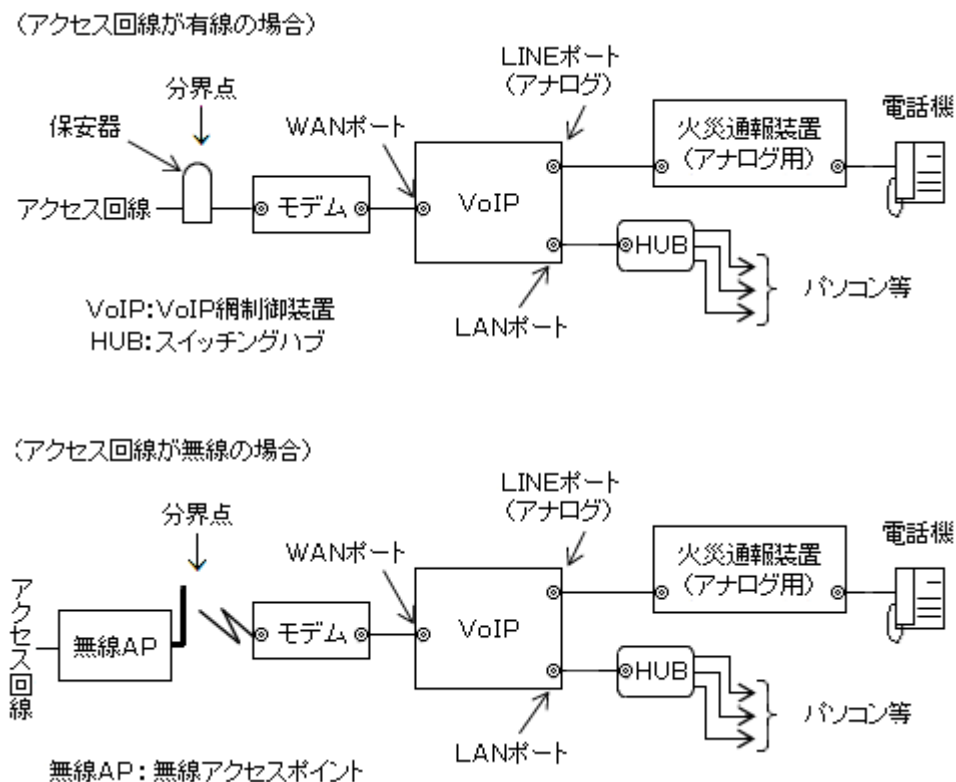
キ 回線終端装置等のLANポートは次によること。

(ア) DHCPサーバー機能を持った機器は、通信が正常にできなくなるため接続しないこと。

(イ) HUBを接続する場合は、HUB以降についてもDHCPサーバー機能を持った機器を接続しないこと。

また、HUBに変えてルーターを接続する場合はブリッジモードで接続し、ルーターのDHCPサーバー機能を停止すること。

ク 接続例は**第13-11図**によること。



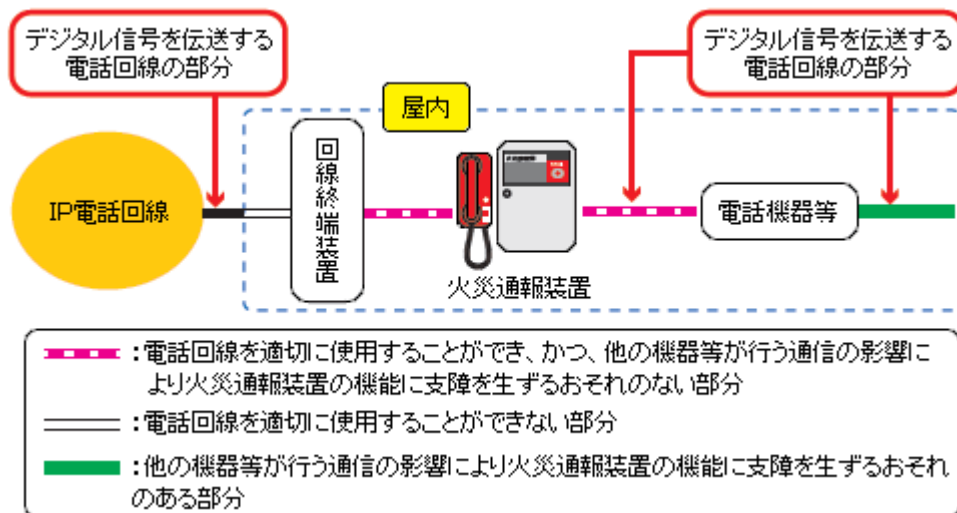
第13-11図

(3) 火災通報装置の接続箇所

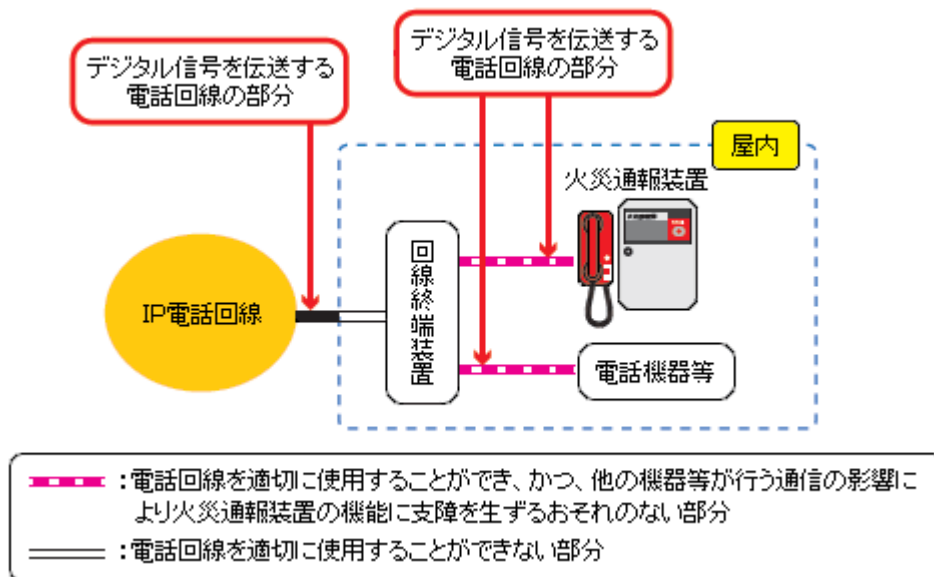
火災通報装置は、回線終端装置等からアナログ端末機器を接続する場合、アナログ信号を伝送する電話回線の部分に、当該アナログ端末機器の影響を受けないように接続すること。

(**第13-12図**)

なお、回線終端装置等に複数のアナログ端末機器用端子（無線を用いること等により端子は設けられていないが、複数の端子が設けられているのと同等の機能を有する場合を含む。）が設けられている場合は、火災通報装置が接続されている端子以外の端子にアナログ端末機器を接続することができる。(第13-13図参照)



第 13-12 図



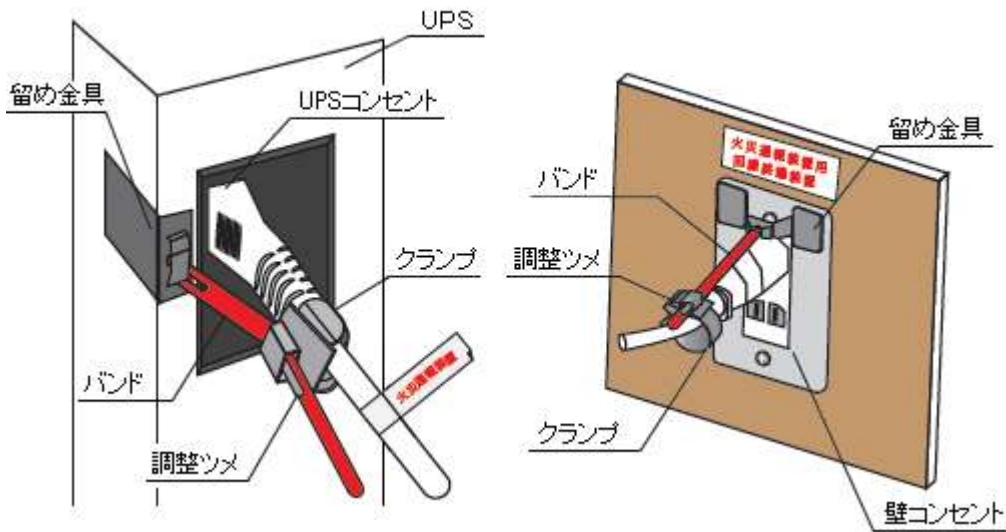
第 13-13 図

(4) 配線の接続及び表示方法

常用電源が供給される配線（回線終端装置等は、UPSに係る配線を含む。）の接続部は、**第 13-14 図**の例により、振動又は衝撃により容易に緩まない措置が講じられていること。

また、当該配線には、火災通報装置又は回線終端装置等用である旨を記載したビニルテープ等を接続部等に貼り付け表示すること。

(配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないような措置の例)

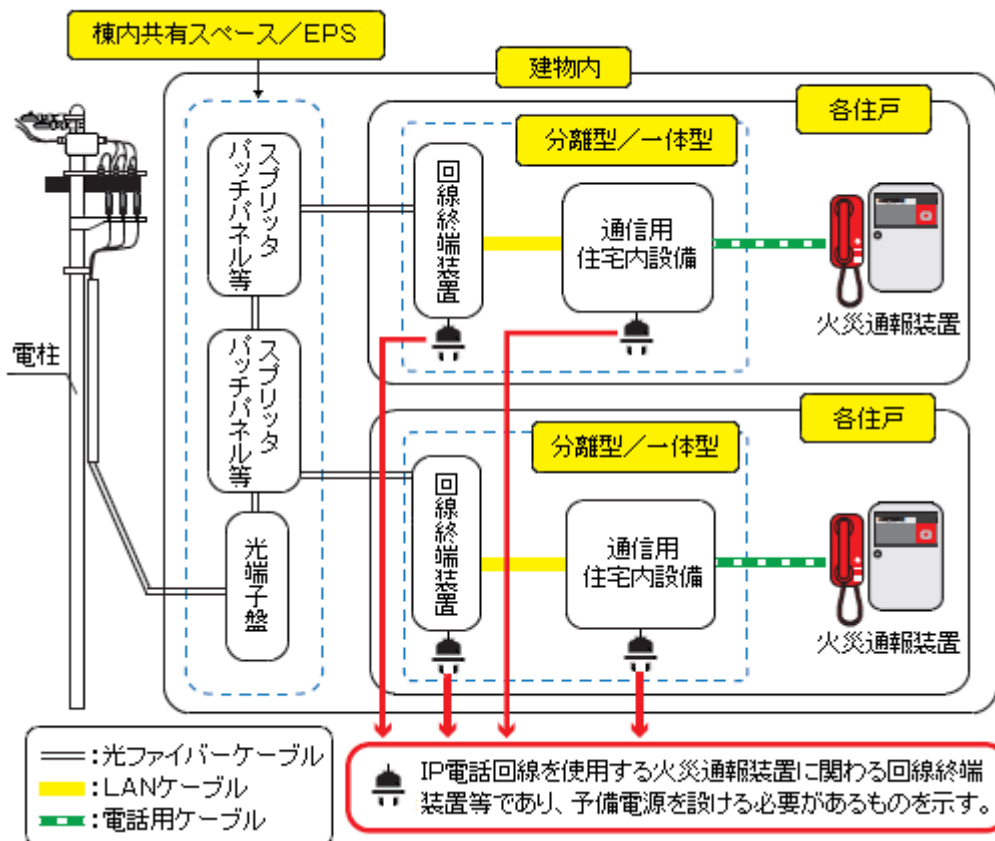


第 13-14 図

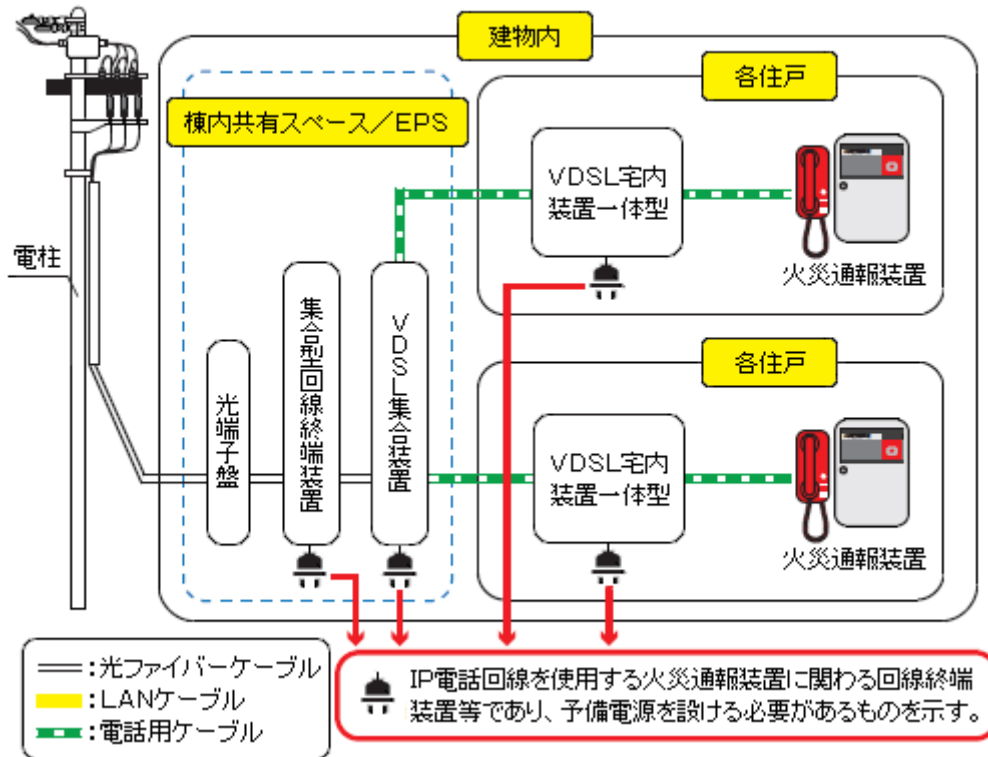
(5) 火災通報装置を IP 電話回線に接続する場合の回線終端装置等

共同住宅等において、配線方式等により、火災通報装置が設置された住戸等内の回線終端装置等以外に、共用部分にも回線終端装置等が設けられる場合は、共用部分の回線終端装置等にも UPS の設置が必要であること。(第 13-15 図参照)

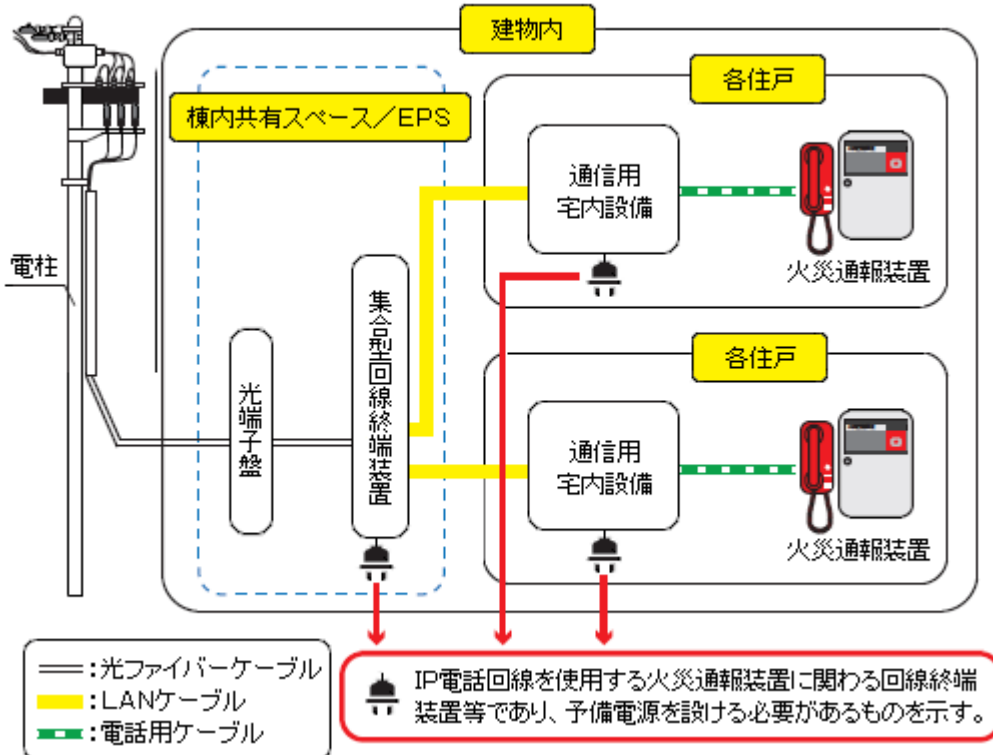
(光配線方式で火災通報装置を IP 電話回線に接続する場合の回線終端装置等の例)



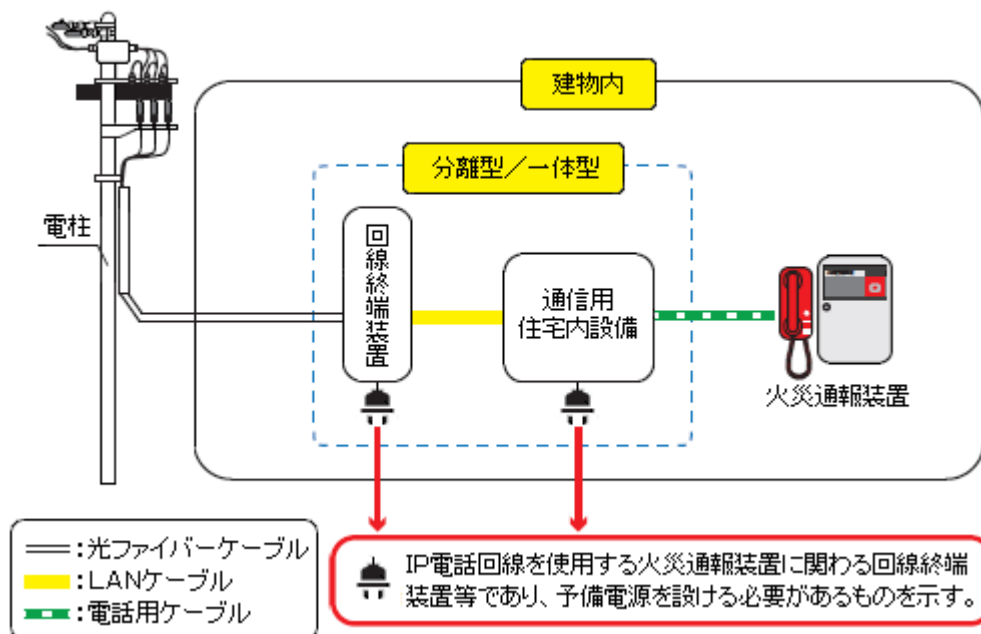
〈VDSL方式で火災通報装置をIP電話回線に接続する場合の回線終端装置等の例〉



〈LAN配線方式で火災通報装置をIP電話回線に接続する場合の回線終端装置等の例〉



（戸建て住宅等で火災通報装置をIP電話回線に接続する場合の回線終端装置等の例）



第13-15図

11 試験装置の接続

- (1) 火災通報装置（アナログ用）には、試験又は点検を行なう場合に電話回線を捕捉しない状態で行うための装置（別添「火災通報装置用試験装置の基準」に適合するもの。以下「試験装置」という。）を、次により接続することができるようにすること。

ただし、火災通報装置の本体に「**端末設備等規則第3条第2項の規定に基づく分界点における接続の方式を定める件**」（昭和60年郵政省告示第399号）に定める通信コネクタ（以下「6ピンコネクタ」という。）のジャックユニットを有するものは、この限りでない。

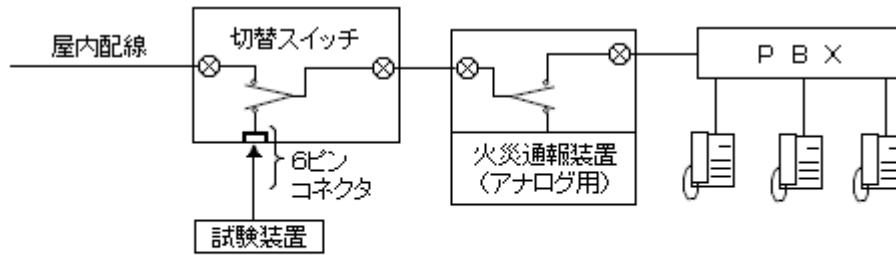
ア 屋内配線を6ピンコネクタ以外の方式で接続する場合は、試験装置を接続する装置に6ピンコネクタのジャックユニットを設けるとともに、当該試験装置を接続した場合に火災通報装置（アナログ用）の信号が外部に送出されないよう、切替スイッチを設ける等の措置を講じること。

また、試験装置を接続する装置は、点検等に支障がなく容易に手の触れない場所（MDF又はIDF等）に設置すること。（第13-16図参照）

イ 屋内配線を6ピンコネクタで接続する場合の接続部は、火災通報装置の直近で、容易に接続・切り離しが可能な場所とすること。（第13-17図参照）

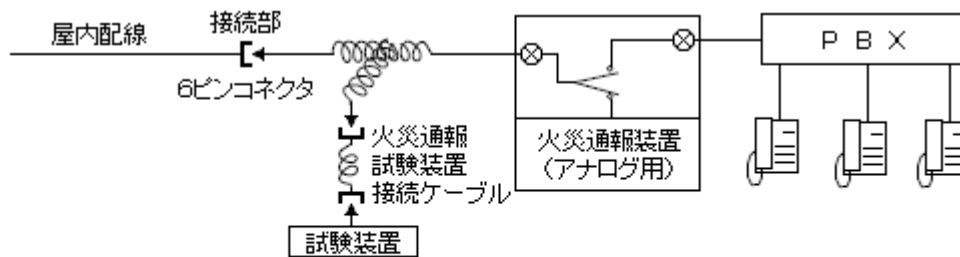
- (2) 火災通報装置（デジタル用）には、前(1)に準じて試験装置が接続できるようにすること。

ただし、前(1)中「火災通報装置（アナログ用）」は「火災通報装置（ISDN用）」、「6ピンコネクタ」は「8ピンコネクタ（ISO 8877に規定されるもの）」と読み替えるものとする。



(注) 6ピンコネクタ内「↑」印は6ピンコネクタプラグを、「□」印は6ピンジャックを示す。
「⊗」印は6ピンコネクタ以外(ねじ止め等)の接続を示す。

第 13-16 図



(注) 6ピンコネクタ内「↑」印は6ピンコネクタプラグを、「□」印は6ピンジャックを示す。
「⊗」印は6ピンコネクタ以外(ねじ止め等)の接続を示す。

第 13-17 図

12 表示

スプリッタ、DSU及びTA並びにこれらの機器に接続されている通信用の配線等には、見やすい位置に次の例による表示をすること。

(1) スプリッタ、DSU及びTA

注 意
<ul style="list-style-type: none"> ・本装置には火災の時、消防機関に通報する火災通報装置が接続されています。 ・本装置の配線変更、取替え等を行う場合は、消防本部へ届出をしてください。

(2) 火災通報装置と分界点の間の屋内配線及び機器配線の接続部（火災通報装置本体及び分界点の接続部を除く。）

ア 回線側

火災通報用回線
(重要)

イ 火災通報装置側

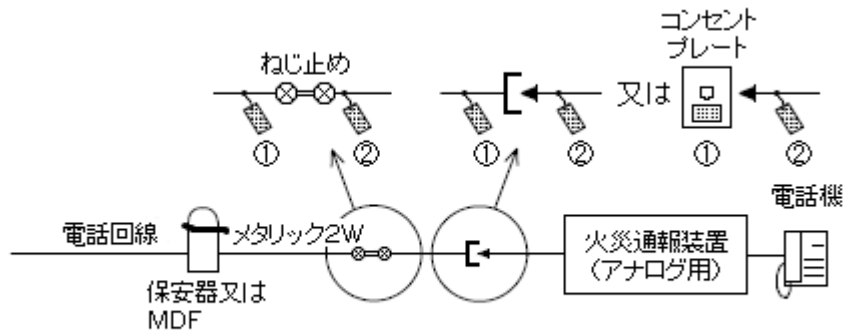
火災通報装置
(配線変更禁止)

ウ 前9(3)イ(ウ)で接続を禁止したT A等の各端子

(注意)
端末機器接続禁止

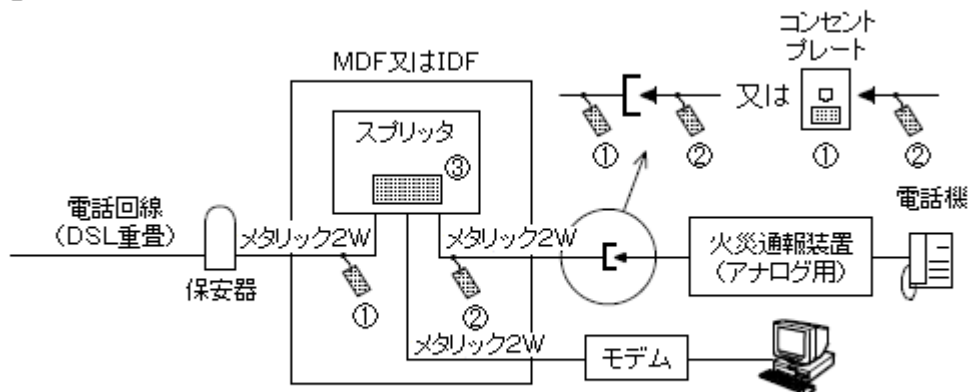
(3) 各配線等に設ける表示は、**第13—18図**の例によること。

(電話回線に火災通報装置(アナログ用)を接続する場合の例)



- ① 前(2)a)の表示をすること。 ② 前(2)b)の表示をすること。

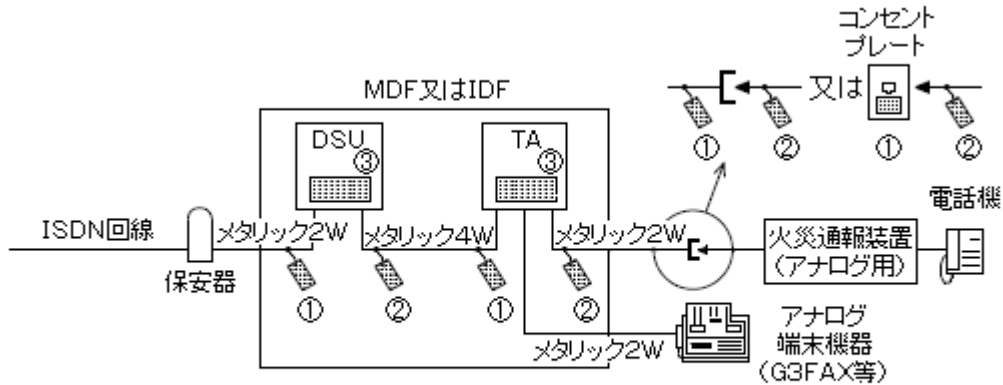
(電話回線に火災通報装置(アナログ用)とスプリッタを接続する場合の例)



- ① 前(2)a)の表示をすること。 ② 前(2)b)の表示をすること。 ③ 前(1)の表示をすること。

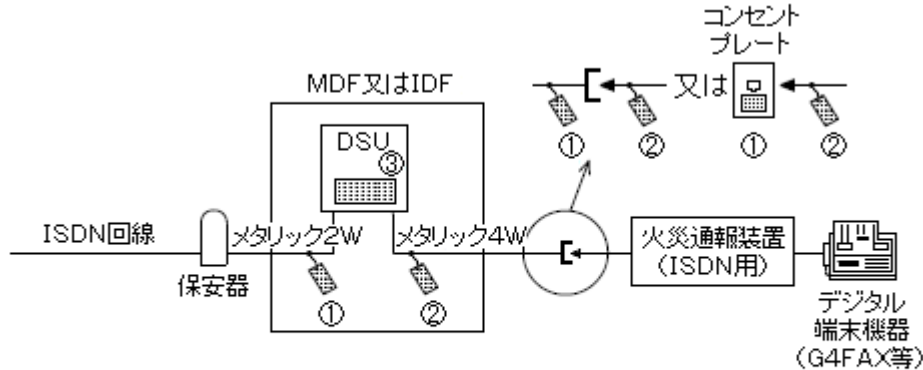
(注) 保安器は、MDFに設置される場合がある。

(ISDN回線に火災通報装置(アナログ用)を接続する場合の例)



- ① 前(2)aの表示をすること。 ② 前(2)bの表示をすること。
 ③ 前(1)の表示をするとともに、前9③イ(ウ)で接続を禁止したTAの各端子には、前(3)の表示をすること。
 (注) 保安器は、MDFに設置される場合がある。

(ISDN回線に火災通報装置(ISDN用)を接続する場合の例)



- ① 前(2)aの表示をすること。 ② 前(2)bの表示をすること。 ③ 前(1)の表示をすること。
 (注1) デジタル端末機器(G4FAX等)の接続(64kbpsの端末機器1台に限る。)は、火災通報装置(ISDN用)に他の端末機器を接続する機能がある場合に限る。
 (注2) 保安器は、MDFに設置される場合がある。

第 13—18 図

13 特定火災通報装置

特定火災通報装置は、次のとおり設置及び維持されていること。

- (1) 特定火災通報装置は、**火災通報装置告示**に適合するもの又は認定品のものとする。●
- (2) 特定火災通報装置の電源について、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられており、かつ、当該配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないように措置されている場合（コンセント抜け防止金具が付属している場合は、当該金具を使用することができる。）は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線を分岐せず取る必要はないこと。（省令第25条第3項第4号イ関係）
- (3) 特定火災通報装置の常用電源をコンセント等からとる場合には、当該コンセント等の接続部に火災通報装置用である旨の表示を付すこと。（省令第25条第3項第4号ロ関係）

- (4) 蓄積音声情報の送出について、一区切りの蓄積音声情報を全て聞き取ることができるよう措置されているときは、常に冒頭から始まる必要はないこと。(火災通報装置告示 第3第4号関係)
- (5) ハンズフリー通話機能を有していること。(火災通報装置告示 第3第8号関係)
- (6) 特定火災通報装置の通話機能等は、次のとおりとすること。(火災通報装置告示 第3第8号の2関係)
- ア 蓄積音声情報を送出した後、自動的にハンズフリー通話機能による通話に切り替わること。
- イ 蓄積音声情報送出中においても、手動操作により、ハンズフリー通話機能による通話ができること。
- ウ 通報中に電話回線が開放されないよう措置されていること。
- (7) 特定火災通報装置については、特定火災通報装置である旨を見やすい箇所に容易に消えないよう表示すること。(火災通報装置告示 第3第18号(1)チ関係)

別添

火災通報装置用試験装置の基準

1 趣旨

この基準は、火災通報装置（アナログ用）に係る機器点検の際に用いる試験装置に係る基準を定めるものとする。

2 試験装置の構造及び性能

試験装置の構造及び性能は、次に定めるところによる。

- (1) 火災通報装置が送出する 10 P P S 若しくは 20 P P S のダイヤルパルス又は押しボタンダイヤル信号のいずれの選択信号も受信することができるとともに、当該選択信号の数字を可視表示することができること。

この場合において、表示することのできる選択信号の桁数は、2桁以上であること。

- (2) 選択信号を受信した場合には、直ちに呼出音を送出すること。

この場合における呼出音は、**事業用電気通信設備規則**（昭和 60 年郵政省令第 30 号。以下「**設備規則**」という。）別表第 5 号の規定に適合すること。

- (3) 通話電鍵、押しボタン、送受話器等を操作することにより、火災通報装置と通話ができること。

- (4) 回線保留機能及び呼返機能を有するとともに、呼返電鍵を操作することにより、火災通報装置に呼出信号を送出できること。

この場合における呼出信号は、**設備規則** 別表第 4 号の規定に適合すること。

また、呼出信号は、呼返電鍵を操作している間、連続して送出されること。

- (5) 着信側（119 番）を話中状態とすることができるとともに、火災通報装置が送出した選択信号を受信し、話中音を送出できること。

この場合における話中音は、**設備規則** 別表第 5 号の規定に適合すること。

- (6) 回線に対し、常に直流電圧（42V 以上 53V 以下）を印加できること。

ただし、前記(4)に規定する呼出信号の送出中は、この限りでない。

- (7) 電話回線又は火災通報装置との接続端子は、6 ピンコネクタのプラグユニットとすること。

3 表示

- (1) 試験装置には、次の事項を見やすい箇所に表示すること。

ア 装置の名称

イ 型式記号（性能評定を受けたものにあつては評定番号を併記）

ウ 製造者名又は略号

エ 製造年

オ 取扱操作方法及び注意事項

- (2) 試験装置の操作部分には、その名称及び操作内容を当該部分又はその周辺部分に表示すること。